

多摩美術大学わたなべひろこ博士後期課程特別奨学金制度 募集要領

本学大学院博士前期課程に在学する優秀な者を顕彰し、博士後期課程における制作研究活動の高度化を支援することで、「自由と意力」の精神を継承・発展することを目的とし、「多摩美術大学わたなべひろこ博士後期課程特別奨学金制度（以下「特別奨学金制度」という。）」を実施します。

【① 特別奨学金制度の概要】

- ・選考の上、採用となった者に、年間学費（私用材料等一括購入預り金を除く）の半額（2026 年度実績：779,500 円）を支給する。
- ・年度毎に審査を行い、基準を満たした者は更新可能とする（最大 3 年間支給）。
- ・本学博士前期課程 2 学年に在学、もしくは本学博士前期課程を修了し、日本国籍を有する者
- ・選考は、成績（本学博士前期課程）、修了制作・研究、大学院（博士後期課程）選抜試験の結果等により行う。
- ・採用人数は若干名とする。

【② 対象者（応募資格）】

本学博士前期課程 2 学年に在学、もしくは本学博士前期課程を修了し、日本国籍を有する者で、下記の全てを満たすことのできる者

- 1) 修了生は修了証明書、在学学生は修了見込み証明書が発行できること。
- 2) 大学院学則第 37 条に定める懲戒処分を受けていない。
- 3) 在学生においては、通年の学費を全額納入済みである。

【③ 支給方法等】

（支給方法）

- (1) 博士後期課程 1 学年に、年間学費の半額を支給
- (2) 博士後期課程 1 学年終了時に審査を行い、基準を満たす場合、2 学年に年間学費の半額を支給
- (3) 博士後期課程 2 学年終了時に審査を行い、基準を満たす場合、3 学年に年間学費の半額を支給

- ・原則として、前期学費にて相殺とする。
- ・適用学年での支給は 1 度限りとする。

（更新の審査基準）

- ・「総合研究指導」「美術創作研究」「美術理論研究」の成績がいずれも「A」であること。
- ・大学院学則第 37 条に定める懲戒処分を受けていないこと。
- ・後期学費を全額納入済みであること。

（休学時等の取り扱い）

- ・休学中は、支給を停止する。
- ・支給を受けた後に、休学・退学した場合であっても、支給額の返還は求めない。
- ・3 年次の予備審査に論文を提出せず在学延長となる場合も、支給額の返還は求めない。

（併給の取り扱い）

本学独自の授業料減免制度は、併給できない。

(返還命令)

- ・ 選考の評価項目に係る不正があった場合、奨学金の遡及返還を求めるとともに、以降の支給を停止する。
- ・ 大学院学則 37 条に規定する懲戒処分を受けた場合、懲戒事由が存する日を起点として、支給済みの奨学金の遡及返還を求めるとともに、以降の支給を停止する。
ただし、懲戒事由が存する日に属さない学期については、遡及返還は求めない。
- ・ 返還命令を受けた場合、「特別奨学生」を称することを禁ずる。

(その他)

- ・ 在学中における成果発表の DM、ウェブページ等のプロフィールに「特別奨学生」であることを明記すること
- ・ 大学院修了後の同上プロフィールには「特別奨学生」であることの明記は義務としない。

【④応募方法と選考基準】

(応募方法)

- ・ 応募手続は不要。
- ・ 本学大学院博士後期課程選抜への出願をもって、本奨学金へのエントリーがあったものとみなす。
- ・ 対象者については、大学が修士課程在学時の成績等を確認し、選考を行う。

(選考基準)

- ・ 成績（本学博士前期課程）、修了制作・研究の評価、博士後期課程選抜の得点を総合的に評価し、選考を行う。
- ・ 選考及び更新は、本奨学金制度にかかる委員会により行う。
- ・ 選考結果は、採択された者にのみ通知する。得点、順位、採否理由等の詳細は開示しない。

(選考スケジュール)

- ・ エントリー期間：大学院（博士後期課程）選抜への出願をもって、本奨学金へのエントリーとする。
※大学院(博士後期課程)選抜 募集要項で出願期間を最終確認すること
- ・ 採択者の通知：2 月中旬
- ・ 「奨学生としての誓約書」提出：3 月末

以 上